

永代定額地租査定以前の

ザミーンダールについて(下)

高 畠 稔

四 土地「所有」の複層性

前節中で、國家貢租調達のために zamindār が自己の zamindari の一部を他人に賣却し、その購入者が賣却者たる zamindār の下に maḍkūrī として存続する場合のことに、言及しておいた。これは土地に對する zamindār の権利と權限、つまり收租權やそれを支える警察權・裁判權などの部分的移轉にもとづく、いわば zamindār 的「土地」「所有」の複層化を示すものに外ならない。このような問題に關係するものとして ta'alluḡdar について述べておこう。

ta'alluḡ は、「……に從屬した」、「……と結合した」を意味するアラビア語動詞に由來し、「從屬」・「結合」・「關係」、轉じて「生計の資」・「雇傭」・「職務」をらにそれらにもとづく「所有」・「財産」・「領地」などを意味するアラビア語系ペルシヤ語である。従つて ta'alluḡdar は、以上のような意味における「領地を持つ者」を指す (ta'alluḡah, ta'alluḡdar といふ方もあるが、意味内容は同一である)。

A. R. ʿa ta'alluḡdar について、次のような説明を施している。

……彼ら(zamindār と)は、荒蕪地を開墾するために、またある額の貨幣と特別の奉仕を〔受けることを〕考慮して、ある

いは、親族や従者を扶養するために、彼らの諸縣 (districts) の諸部分を、彼らの權威に服する ta'alluqdār たちに分配するようになった。そして彼ら (ta'alluqdār) は毎年の租税 (an annual revenue) を [Ra'iyat kara] 徴収して [zamindār 等] に支拂うことを約束した。しかし zamindār と彼の封臣 (vassal) がおかれた [この] 状態は、彼 (zamindār) の借地者 (tenant, こま) ta'alluqdār) から所有を奪うことを前者の利とし、彼 (ta'alluqdār) 自身を彼の上级者 (zamindār) への従属から解放することを後者の益とする状態を發生させた。(A. R. p. 105.)

この記事は、zamindār が自己の zamindār の開發と收益増加、および自己に奉仕する「封臣」層を造出する目的で ta'alluq を設定したものとし、後に至つて兩者はそれぞれの利益のために敵對するに至つたとしてゐる。従つてここからは、複層的土地「所有」關係形成における maḍkūrī 以外の要因として、zamindār による ta'alluqdār 授封が擧げられる。

この他に、前節にも掲げた Middleton の報告の中には、

gās ta'alluq は無数の土地の小部分を含むが、それらは Sujā al Daulah, Ja'far Ḥān, Sarfarāz Ḥān ḡ Nawāb たちがいろいろの zamindārī から選んだもので、それらは今なお一般に、當初に設定された地代 (land rent) の歩合をそれ (國庫へ) に支拂つてゐる。(Mr. Middleton's Minute. Extracts from the Proceedings of the Committee of Circuit, held at Cosimbazar, 11th July, 1772. Fifth Report, p. 496.)

とあつて、Sūbahdār なごしは國家によつて ta'alluq が設置されたことも知られる。

種々の要因や方式によつて形成された ta'alluq の「所有者」たる ta'alluqdār は、國家貢租の輸納の方法に従つて、以下のように區分されていた。

ta'alluqdār たよな huḍūrī あるいは maḍkūrī のいずれかである。前者は〔直接〕政府の下で土地を保有し、彼らの租

税の負擔分を直接政府に支拂う。そして身分 (rank) と權原 (title) においては、前述の土地保有者の二つの階級 (zamindār と caudharī) のいずれよりも劣るが、彼らの小領地を充分に安全な保有條件で、かつ一般にはより一定した租税 (revenue) [を支拂うという條件] で所有してゐる。maḍkūrī ta'alluqdār はこれと反對に、zamindār や caudharī の下に「土地を」保有し、彼の (maḍkūrī ta'alluqdār) は彼の (zamindār, caudharī) に地代を支拂ひてゐる。
(A. R. p. 104.)

この ta'alluqdār の中でも、國家に直接貢租を輸納し、zamindār と羈縻しない huḍūrī ta'alluqdār と zamindār と從屬して複層的な土地「所有」關係を結ぶ maḍkūrī ta'alluqdār の二種類があつたこととなる。⁽⁹⁾ huḍūrī ta'alluqdār は zamindār よりも財産權原において劣り、身分も低く、この點をこの後 Gulām Husain が John Shore に語つた所でも指摘されてゐる。

【問】 ta'alluqdār とは何か。また ta'alluqdār と zamindār との相違は何か。

【答】 一〇なりし一五、あるいはそれよりも少ない個数の、村落の所有者 (proprietor) が ta'alluqdār とよばれる。zamindār と同じ語は、parganā (收租區) 全部を所有し (possess) てもしなくても、あるいは必ずか一〇 birha の土地を所有してつても、それ以上の土地保有者 (landholder) に適用される一般用語である。この點では、彼らはひとつに zamindār なのである。彼の間の相違のある唯一の點は、身分 (rank) と權限 (authority) に関するものである。
(Appendix to Minute of Sir J. Shore, 2nd April 1788, quoted in Z. S. B. Vol. I, App. p. 127.)

つまり一般的には、ta'alluqdār の收租權などの及ぶ土地は、zamindār のそれらに比して狭小であり、それに應じて前者は後者より低い階層あるいは身分に屬するとされたのである。⁽¹⁰⁾ これは maḍkūrī ta'alluqdār については容易に首肯し得る

所であるが、*hūdūri ta'alluqdār* と *zamindār* との間にも、所轄の土地面積および階層ないし身分の點で同様の相違があつたものと考えてよいであらう。

次には *hūdūri* と *maḍkūrī* との差異についてみておこう。初めに掲げた A. R. の記事で、*zamindār* と *ta'alluqdār* との抗争についてあつてゐた。A. R. には明らかに次の敘述がある。

直接政府の下で「土地を」保有することは、まさしく高度の特權とみなされる。政府と關係ある人々が當然持つてゐる情實と權益、その結果彼ら（政府）の代表者に拂われるより行きとどいた配慮、および誰もが感じるに違ひない從屬の状態から解放されたいという欲求は、相重つてその特權を（身分の）相違のしるしとするのみならず、現實的かつ實質的な利益の源泉にするのである。（A. R. p. 104.）

ta'alluq は少數の村落つまり狭小な地所しか含まず、その所有者（*possessor*）は、その各部分の耕作に意を用いることができた。それ（*ta'alluq* の土地）は彼の注意によつて改良され、その地代（*rents*）は増加した。そしてそれは *zamindār* や彼の吏員の經營下に留つた〔同じ〕縣（*district*）内の〔他の〕地域に較べれば、より多くの人口を有しより價值あるものとなつた。⁽⁵⁾「かくて」*zamindār* の強欲がめぐるど、彼（*zamindār*）は武力で *ta'alluq* を沒收しようとしてきたり、地代を値上げしてその所有者（*possessor*）つまり *ta'alluqdār*）にそれ（*ta'alluq*）の放棄を強制しようとしてきた。これらの壓迫は *ta'alluqdār* に抗議〔この機會〕を與え、彼の獨立欲求を強めた。そして政府は彼（*ta'alluqdār*）への恩恵から、めぐる *zamindār* に對する處罰として、しばしば彼（*zamindār*）の權限下から彼（*ta'alluqdār*）を去らしめた。時と共に *zamindār* から切り離されて *hūdūri* となり、一方では特定の *zamindār* の權力と利益を減少させた多數の *ta'alluq* は、政府の直接借地者の數を増加することによつて、租税の徴收及び諸臺帳を、よりむずかしいりくんだも

永代定額地租査定以前のザミーンダールについて（下）

高島

のとちゝるのに役立した。(A. R. p. 105.)

A. R. では、最初に *maḍkūri* として設定された *ta'alluḡdār* の富裕化が *zamindār* の *ta'alluḡ* 再接収要求を生み、一方 *ta'alluḡdār* は國家權力との結託による特權付與と *zamindār* からの獨立を求めてこれと抗争するに至り、遂には國家權力の介入によつて *zamindār* の *ta'alluḡ* に及ぶ權能が排除されて、*ta'alluḡdār* は *huḡūri* 化するという過程が觀察されている。このような過程があり得たであらうことは、前節及び本節に掲げた *Middleton* の記事からも納得されよう。

しかし他方には、*Baden = Powell* の見解の如く、當時 *ta'alluḡdār* と稱された土地「所有」者のうちには、皇帝からの *sanad* によつて任命される *zamindār* が出現する以前からの小領域支配者も含まれたこと、後者が時とともに前者の *ta'alluḡ* を兼併して行つたこと、及び *zamindār* 相互の兼併の中からも新たに *ta'alluḡdār* が析出されて行つたことを示す資料も存在する。たとえば、*Middleton* 報告には、次のような事實が確かめられている。

「一方の」廣大な諸 *zamindārī* は時の經つうちに、數多くのとるにたがぬ獨立的諸 *ta'alluḡ* に分解されていき、他方の「の廣大な諸 *zamindārī*」は、相異なる諸 *zamindār* から獲得したさまざまな土地の小部分を結合して形成されてきた。*Silbarsā* は第一の場合を、*Rokanpur* は第二の場合を「それぞれ」例示する。*Silbarsā* は以前には一五萬ルピー以上の租稅 (*revenue*) を「政府に」支拂つていたが、「その後の *zamindārī* 賣買や兼併による」諸變化により、それは今では五萬ルピー以下に減じている。もし……大 *zamindārī* から分離されている諸 *mahāl* が再併合されるようになれば、*Silbarsā* は現存のものから徵收される約六萬ルピーの額に達する土地(現在残っている *ta'alluḡ* で五萬ルピーの租稅を産出するもの)をうけ戻すであらう。またもし公平をはかつて「*zamindārī* から分離した」*huḡūri ta'alluḡ* の比率上六萬ルピーを産出す)をうけ戻すであらう。またもし公平をはかつて「*zamindārī* から分離した」*huḡūri ta'alluḡ* から「他の *zamindārī* を」購入「してその領域を擴大」する恩典を奪つ、「その *zamindārī* に」再併合する必要がある

あるところのなる、 zamindari に吸収されていゝるもの (madkuri 化された taluq) も、本来の所有者 (proprietor) に返還されるべきでもある。もしそうだとすれば、 Rokanpur は Silbarsa にその取得分たる約八千ルピー〔の租税額を産出する土地〕を譲りなければならぬにばかりでなく、 [Rokanpur は] 全體が他の zamindari から取得した土地からなつてゐるのべ、この複元計畫によつて全く消滅するにやがていふところである。(Mr. Middleton's Minute, Extracts from of Circuit, held at Cossimbazar, 11th July, 1772. Fifth Report, pp. 496-497.) the Proceedings of the Committee

提示され得る他の諸事例のほかは、「顕著な一例を挙げよう。」とそれぞれ別個の zamindari である Bherole, Melhind Coolburreah 及び Cuttubpore, Babuk Sing Futypore などの諸分區の一部にもとめとは屬してゐた多くの村落は、購入や僱奪やその他の手段によつて、 Rajsahi の中に含まれるやうになつてゐる。(ibid. p. 497.)

Rajsahi に関しては、他日の巡回委員會議事録中に、

本委員會は Middleton 氏に對し、氏が Rajsahi の收税請負のために作成した諸分區〔相互〕間にある、大きな不均衡について所見を述べ、それが諸小 taluq とその他の分離〔した地域〕を、それらがもと屬してゐたり隣接してゐたりした諸 pargana に再併合した結果として生じたといふ説明をすすめのである。(Extracts from the Proceedings of the Committee, 16th July, 1772. Fifth Report, p. 497.) (Extracts of the Committee

との觀察が下されてゐる。

これらの記述を綜合して考えると、 huquri taluqdar の中には、もとは相當に大きな zamindar であつたものが、國家貢租滞納額決済のための zamindari の部分的賣却や、他の zamindar の武力あるいは國家權力の介入によつて、その支配領域の狭小化を餘儀なくされ、領域と貢租収入の減少の故にその權力をも弱體化せられて、遂には他の強大な zamindar

とは身分的にも差別されるに至つた場合が、まず考えられる。次には、*sanad* による *zamindar* とはされなかつた小領域支配者のうち、強大な *zamindar* の土地兼併を免れたものが、その獨立性の故に *huduri ta'alluqdar* としての権能と身分を付與された場合も類推されよう。これに反して *madkuri ta'alluqdar* は、*zamindar* から一種の授封を受けたり、あるいはその收租權等の一部を購入したりして、*zamindar* の土地「所有」權を前提とし、かつそれに從屬して小領域の支配を委ねられたものと、本來獨立的な小領域支配者のうちその領地を *zamindar* に兼併せられ、その *zamindar* に從屬して舊領地支配の繼續を認められたものがあつたと思われる。*madkuri ta'alluq* の場合には、その土地には *zamindar* と *madkuri ta'alluqdar* との二重の「所有」權、より嚴密には收租權と警察權・裁判權などが理論上は及んでいたわけであり、かかる意味で土地「所有」關係の複層性が指摘され得るであらう。

また前稿で述べたように、直接的生産者の中核的部分たる *hud-kast-rayat* 層には、いかなる上級權力によつても不可侵とされる土地占取權が存在したのであるから、これをも考慮に入れた場合の土地「所有」は、*madkuri ta'alluq* を除く *zamin-dari* と *huduri ta'alluq* では少くとも二重のものとして把握されねばならず、*madkuri ta'alluq* においては少くとも三重のものとして現われることになる。このように復層化した土地「所有」は近代以前のインド社會のひとつの特色であるが、これら無差別の「所有權」一般として把握することなく、個々の權利内容に即してより嚴密な實體的概念規定を行うことが必要とされる。

註

(1) A. R. は Bengal にも *caudhari* の存在を認めているが、S. M. a. などでは Bengal の *caudhari* に関する記述は含まれていない。拙稿「東インド會社支配の初期におけるベン

ールの土地所有關係」(未發表)にて述べる。
(2) *das* は「特有の」・「個人の」・「特定の」などを意味するベンジャ語。貢租收納の用語としては、*zamindar* を媒介せず、國家が直接官吏によつて土地貢租を徵收する土地を指す。

(3) 因みに Baden-Powell は以下のように論じている。「…… [talalugdar の] もの者は、疑いもなく、古來の『土地』所有 (possession) の Raja たちの施與あるいは購入によつて、ある意味での土地保有者 (landholders) となり、イスラーム教徒支配者の承認を得て、莫然と 'talalugdar' と稱されたものである。……かゝる talalugdar の多數は zamindari (形成) の時期以前から存在していたらしく、その他はその保有者が彼ら自身を別個の土地保有者として首尾よく承認させた所の、大所領の小部分として起つたものである。この場合彼らは『獨立的』——つまり誰かの zamindari 所領の外側にあつた——であつて、buduri もしくは harijah とよばれた (buduri は budur すなわち中央金庫に支拂つて、harijah は外側を意味する)。しかし小 taluq の多くは zamindari に吸収されるのを防げるほどには強くない保有 (holdings) であるか、あるいは影響力ある人物を懐柔するために、または單に紛争を避けるために、zamindar 自身もある國家の官吏によつて好條件で施與された保有地 (tenures) であつたかの、いずれかであつた。」

五 ザミーンダリーの經營

zamindar の一般的性格に次ぎて、その所領地たる zamindari の經營機構の様態を述べよう。Bengal の大 zamindari は、A.R. によれば、次のような地域單位から構成されてゐた。

永代定額地租査定以前のザミーンダールについて (下)

高島

れらば、'malkuri' すなわち「從屬的 taluq」とよばれた。それら (malkuri taluq) は、zamindar を通じて一定の租税を支拂い、單なる借地者の服する介入の多くには、従わせられなかつた。」(Baden-Powell, op. cit. Vol. I, pp. 524~525)

(4) もとより明確な身分 status の規定については、全くも現在の所は知り得ない。資料に rank とある所から推して、階等の上下があることを知り得ることもある。

(5) 具體的な事例として、talalugdar に屬する taluq のものではないが前掲の has taluq に関する記事の後半部を掲げておこう。「これらは、政府の直接の監視と配慮の下にあつて、ganj (市場地) やその他の有益な諸段の設置により、著しく改良されて、現在ではそれらが依然 zamindar の下におかれたとした場合に産出したであろうよりも、はるかに多額の租税 (revenue) を出している。かりにそれらが、もとの zamindari に再併合されるとすれば、どう考えても、その結果、かなりの損失がそれらの價値の低落となつて現われるであらう。(ibid.)

(6) 「領地」を意味するハルシヤ語。

大 zamindari は gaon じきり村落、多くの村落を含む taraf または dih をよびくひかの taraf を含み zamindari にじくひとも重要な土地區劃である pargana に分かれる。これらの地域のそれぞれは gaon でも taraf でも pargana でも kacari じきり租税 (the revenue) の徴收と管理のための廳舎が zamindar の役人により運営され じくひ。 (A. R. p. 108.)

かくて zamindari → pargana → taraf, dih → gaon とじくひ地域編成のもつたことが知られるが、こればかりでなく、 zamindari の廣狹に従ひて zamindari 巨體が一個の pargana を taraf であつた場合も、當然あつたと考えなくてはならない。このような地域區劃の中で、どのようにして土地貢租の收納が行われたのであろうか。これについて Shore は次のように述べている。

廣大な縣 (distric) を所有 (possess) し、政府と査定 (のとりきめ) を行つた zamindar は、[zamindari を數個の] 部分にわけて、何人かの請負人 (farmers) に轉貸する (relet)。彼ら (請負人) は再び、彼らの借地權 (lease) をそのまま、あるいは分割して他人に移讓 (make over) する。そしてこれらの人々 (下級請負人) は再び、下層の地代納入者 (renters) に「借地權を轉貸・移讓する」。(S. M. a. p. 187.)

かくて大 zamindari の經營あるいは土地貢租徴收は、zamindar が直接行うものでなく、數段階に及ぶ收租請負人を通じて行われたことが知られる。

次にこの地域編成と人的編成を照應させて考えてみよう。村落には共同體職員たる世襲的村役人の他に、zamindar またはその收租請負人の側から任命されて駐在する gumasta があり、收租機構の最末端を管掌した。A. R. はこれを以下のように説明している。

gumāšta は反對に、一縣を所有する (in possession of a district) 人物によつて直接任命され、年末にはしばしば、租税 (revenue) 「の收納事務」に何ら大きな不便「を與えること」なく更迭される。彼は、われわれが前に言及した何人かの「村」役人に對する抑制措置 (a check) として設けられるのである。(A. R. p. 100.)

つまり zamindār あるいは彼の收租請負人は、彼らが直接派遣する下僚 gumāšta を用いて、共同體職員を把握し、かくすることによつて直接生産者諸個人をその共同體を通じて支配する體制をとつたことが知られるのである。gumāšta の地位を不安定なものとしたのは、彼らが村落首長その他と結託して zamindār から離叛し、zamindārī の土地貢租収入を低減させる等の事態を招くことを、防止するための措置であつたと考えられる。

taraf, dih, pargāna など上・中級諸分區にも、zamindārī の吏員がそれぞれ任命されていた。

ihimāmdār もしくは sigdār もまた、dih, taraf あるいは pargāna の租税 (revenue) を、管理し徴收するために任命された臨時の役人である。彼 (ihimāmdār, sigdār) の分區内に包含されるさまざまな村落の gumāšta たちは彼に、及び (gumāsta) の「作成した」諸臺帳を送付し、彼らが徴收した租税を支拂う。それら (諸臺帳と租税) について彼 (ihimāmdār, sigdār) は、同様の方式で、zamindār と上級の役所に對して責任を持つ。(ibid.)

全縣 (the whole district) の sadr kacāri (その中央 (head) 「廳舎」) は、zamindār または彼の diwān の駐在する所であつて、彼が常に居住する場所に設けられ、諸命令はそこからこれら各種の役人や諸下級 kacāri に對して發せられる。(ibid.)

これらの記事が、zamindār は上級收租區 pargāna, 中級收租區 taraf, dih にそれぞれ ihmāmdār, sigdār を派遣し、より下級の諸收租區や最末端の諸村落を統轄せしめ、自らは sadr kacāri にあつてそれらを指揮したことが知られる。

ihimāndār, sigdār が zamindār によつて随意に任免されるものであつたことは、 gumāsta の場合と同じく、彼らが在地化して zamindār 支配に障害ないし危険を及ぼすことを防ぐためであつたと思われる。

しかし zamindār の收租機構が、人的には zamindār の随意に任免するこれらの役人のみによつてでなく、收租請負人によつても運営されたことは、 Shore の記述にみた所である。A. R. は請負人について以下のように記している。

しかし廣大な zamindār にあつては、 zamindār は特定の諸地區の租税 (revenues) を、ある年々めの額で請負に出すのを常としている。請負人たちは katkinahdar とよばれ、 sigdār や ihmāndār にちかぢに代位するものでもある。後者 (sigdār, ihmāndār) は [zamindār から] 俸給を受け、彼らの徴收するものについて責任を負う。前者 (katkinahdar) の利益は、彼らが [zamindār と] 行つた [租税の收納と配分に關する] 契約 (bargain) に在る。(A. R. p. 109)

つまり收租請負人 katkinahdar は大 zamindār の上・中級收租區を、 zamindār との契約によつて管掌し、徴收した土地貢租の一部を取得するものであつた。かくて前記の地域の編成を人的にたゞは zamindār → katkinahdar, ihmāndār, sigdār → gumāsta となり、各村落の共同體職員は gumāsta に接續するわけである。Shore は前掲の記事に續けて、このような機構内での貢租收納について、左のように述べてゐる。

この作用系統を逆に行つて、土地を耕す ra'iyat は、各村落がその廣さに従つて一人またはそれ以上を持つ ra'iyat 頭すなわち maṅḍal だ、もしくは gumāsta と [地代を] 支拂う。これら [の者 (maṅḍal をよぶ gumāsta)] は二・三の村落の地代納付者 (a renter) と [ra'iyat から徴收した地代を支拂う]。彼 (地代納付者) は數箇村落を含む taraf の請負人に [地代納付者から徴收した地代を支拂う]。このようにして、 pargana の請負人たちを通つて zamindār [が地代を支拂われ]、そして最後には [zamindār を經て] 政府の官吏に [租税が支拂われる]。(S. M. a. p. 187.)

土地貢租收納の過程がこのようなものであつたとすれば、 zamindar と raiyat との直接的な交渉や接觸はほとんど起り得ず、また zamindar 自身が領内の農業その他の産業の經營に關心を持つことは、ほとんどあり得なかつたと考えてよい。これを Shore の記述に徴してみよう。

raiyat が彼ら (zamindar) に近づく機會はほとんどない。彼ら (rai yat) が彼ら (zamindar) に接近するのを許される時、あるいは彼ら (rai yat) が苦情や請願をもつておしかける時には、彼ら (rai yat) は [zamindar の] diwan への [苦情や請願の内容の] 付託 [を] するだけ [で] 追い出されたり、またおそらくは前者 (diwan) が指示しておいた zamindar の名における命令をもつて、彼ら (rai yat) の家に追返されたりするのであろう。(S. M. a. p. 187.)

この記事は、 zamindar と raiyat との直接的接觸が断たれていたことを示すものであり、兩者の間には越え難い身分的な隔離の觀念が存在したことをも、間接的に證據づけていると思われる。また領内の産業等への無關心についても、以下のような記事がある。

もし Bengal の zamindar について検討が行われるならば、彼らの世襲的 [に所有する] 土地 (zamindari) の經營に然るべき資質のある者はごく稀にしかいないこと、一般に彼らはこの仕事のために劣悪な教育しか受けておらず、業務の通常の形態とそれの執行様式について無知であること、そして彼ら自身の利害が直接危うくされる場合でさえ、それを [自ら] 行おうとせず、それを [自ら] 引き受ける氣のないことが、知られるであろう。…… (S. M. a. p. 186.)

zamindar に次のようなことを訊ねてみよう。彼の縣 (district) あるいはそのどこかの地方で、地代とそれらを要求し確定する規則とはどのようなものか。どこかの pargana の査定額 (assessment) はどのようなものか。そのどこかの地方の [農業] 特産物は何か。その産物 [收量] は増加したか減少したか。そこに設けられている製造業 (manufactures)

は何か。要するに、その地方の業務と状態について、内部の詳細に何か関わりのある質問をしてみよう。彼の答は、あたかも彼がそこに入つたことがなかつたのと同じであるか、あるいは彼の *diwan* やなにがしの役人に知識を求めめるかであろう。彼の土地には査定額 (*the assessment*) を支拂う能力がないという唯一の點で、彼はいつでもはつきりしている。また彼はその原因として、農耕の減退を述べるのに躊躇しないであろう。しかしながら、もし「農耕の減退が」本當だとしても、それは主に彼自身の不良經營によつたものには違ひないのである。(ibid.)

このようにしてほとんどの *zamindar* は *zamindari* の支配者として必要な教育と知識を持つておらず、また彼の *zamin-dari* 經營の諸般にわたる問題を、*raiyat* 收租請負人 *katrinahdar* や吏員 *sigdar*, *ihitimandar* の執行に委ねていたことが知られる。

前稿で觸れた農民の貢租負擔累増の傾向は、ひとつの原因をかかると *zamindar* の資質と *zamindari* 經營の様態の中にも、見出し得るものとしなければならぬ。Shore の記述を引用しよう。

しかし *zamindar* の無知無能のもつとも深刻な結果は、彼らの *raiyat* に影響を及ぼす所のものである。この窮地におかれた、つまり經營〔の樣態〕がある程度まで錯綜した大 *zamindari* の長となつてゐる人物の、立場を考へてもみよ。彼がはてしない詐僞行爲と賦課とにさらされるに違ひないといふことほど、明らかでない。彼の〔下に續く數階梯に及ぶ請負人たちの中の〕第一の請負人たち (*head farmers*) は、「直接」經營〔事務を擔當〕する吏員への私的な〔利害の〕考慮のため、「實際より」低い價値で、借地證書を手に入れたり、あるいは同様の手段を用いて、それら (借地證書) の満期の時に拂戻しを手に入れたりする。諸課徴は、地代納付者 (*renters*) の全階梯を経て、*raiyat* に及んでゐる。ここから發生するものは、*zamindar* や彼の吏員にも知られない土地の移讓、ある借地者 (*tenants*) の

地代の増額によつて補頭される他の借地者の地代の減額、借地證書の終了期における諸臺帳の改作と削除、一時的な約束のための〔土地の〕詐偽による隱匿、あらたな租税 (taxes) の恒常的導入、一借地期限 (lease) の開始期における妥協的な〔地代の〕減免、そして、その終期における *mutasasal*⁽⁹⁾ の諸臺帳を混亂させ回復を困難にする所の諸弊害のはてしない一覽表を伴つた恣意的諸課徴である。(S. M. a. p. 187.)

つまり前述のような諸条件下の *zamindari* 内部では、各級收租請負人が *zamindar* とは一應無關係にそれぞれの私利利益獲得のため、恣意的に土地貢租の増減、諸課徴の收取、收租權の轉貸、諸臺帳の改作などを行つていたわけである⁽⁹⁾。このような事情の下で、前稿でふれた *asal jam'* の實質的な消滅と *abwab* の激増、末端諸村落の土地貢租臺帳の改竄などが現われたものと理解して差障ないであらう。しかもこのような *zamindari* の混亂には、*zamindar* 自身も同様に關與していたのである。

一般業務はもつぱら *zamindari* の吏員によつて處理される。そして管理人 (the principal つまり *zamindar*) が配慮するすべてのことは、刻下のことにせよ將來のことにせよ、それ(業務)に參與する煩雜さからの解放と、政府のしつこい要求の免除、それに彼の要求を充足すべき資力である。 *zamindar* たちは彼らの家で、彼らの僕婢により尊敬と注意を以て扱われ、關係諸當事者の希望、畏怖、利害に應じて、阿諛追従と奉仕を受ける。しかし、彼らの吏員の任免權は彼ら (*zamindar*) にあり、この權力は取引ぎと賄賂の源泉として用いられはするもの、吏員が彼らに依存するのと同様に、 *zamindar* も吏員に依存してゐるのである。(S. M. a. pp. 186~187.)

この記事から、 *zamindar* 自身も吏員の任命權を通して私的利益を享受し、兩者相依存する關係にあつたこと、及び *zamin-dari* 經營業務は完全に吏員の掌中にあつて、 *zamindar* 自身は彼の取得すべき貢租収入と、吏員等の雇從の奉仕によつて

生活していたことが理解される。⁽¹⁾

註

- (1) 拙稿「十八世紀後期におけるベンガル地方の農民 (Raiyat) 層について」(史學雜誌 68—10)にて述べた *mandal*, *patwari*, *halsana* などを指す。
- (2) *ihitamam* はアラビア語系ペルシヤ語で、ここには「監督」・「管理」・「經營」を意味する。*dar* は前出。
- (3) ペルシヤ語で「分離」・「分割」・「分散」などを意味する同綴語 *sdaq* の派生語。*siq* は「半分」・「他方」などの他「收租區を形成する廣大な國內區劃」を意味する。なお *siqqdar* とは「*siqdar* と同じ」。
- (4) *Mughal* 皇帝に屬する最高の財政官 *diwan* とは異なる。このように「執事」・「管理を委託された者」の意味にも *diwan* が用いられる。
- (5) ペンガリー語では *kalkinadar*。
- (6) *kalkinadar* の請負契約期限を示す記事は S. M. a. A. R. その他を調べたが見當らなかつた。しかし本節最後に掲げた記事からも知られるように *zamindari* の吏員の任免權は *zamindar* が掌握していたのであるが、*kalkinadar* も世襲を原則としたとは考えられぬ。
- (7) なお次の記事参照。「大 *zamindari* において行われている慣習についてのこの記述から、下級の土地部分 (inferior portions of land, 1% の *zamindar* より身分的に低い『所有者』の『所有地』を指す) の性質に關して「も」一般的觀念が形成され得るのである。これらは、その大きさに從つてわずか數個の村落から成ることもあつたし、いくつかの *taraf* や *pargana* に及ぶこともあつた。しかし *caudhari* と *talukdar* の業務は、より小さい規模においてはあつたが、同様の原則にもつて行われている。彼らの役人は『*zamindari* の役人と』類似の名稱によつて「相互に」區別され、租稅 (revenue) 徵收と彼らの小領土の事件處理のため、類似の役所を設けてゐる。」(A. R. p. 110.) 従つて小 *zamindari* と *taluk* の經營機構も、大 *zamindari* のそれと大同小異であつた、と理解し得る。
- (8) 「中央」*sadr*, *sadar* に對して「地方」を示すペルシヤ語。
- (9) なお次の記事参照。「地代」徵收の根本原則が定まつていない場合に「この縣 (district) においても、詐僞行為と苛酷な取り立てと隱匿との間に、不斷の闘争があつた」としても、驚くに當らないであらう。*zamindar* が彼自身の直接の請負人たちとの契約 (engagements) 以上のことは何も知らず、そしてそれら (契約) を「も」不完全にしか知らない場合、「實際の」作業は「契約の文面以上に」廣汎にわたるに違いない。*zamindari* の役人たちは、彼ら自身の利害への顧慮に由來す

る入札値 (bid. Fifth Report ではこの語に特に sic in orig. と注記している) を除き、数多の業務の諸段階で起つてくるものにいつてはほとんど充分には知られてゐる。(S. M. a, p. 187.)

(10) このような状態の故に、當時の各 Kacari における土地貢租關係諸臺帳の信憑性が問題とされる。たゞは以下の記事参照。「Rajshahi の徴税官 (東インド會社政府の Collector) の建議書からの次の引用は、適切である。廣大な zamindari について語りつゝ氏は述べている。この地方の住民は『sadar と mufassal とを區別する必要』を口癖にしてゐる。『これは、この場合、統治權力〔者の下〕に達し得る一般的知識を、現實の事態と詳細に比較した際の〔兩者の〕相違を意味する。pargana の屋敷 (court) にゐる代官 (the deputy) は、彼がもし一步も外へ出ないとすれば、彼の〔管轄下にある〕諸村落の状態について非常に不完全な判断を抱くことであろう。 zamindar は、彼がもし彼の代官や diwan に頼つてゐるならば、彼の pargana の状態』について、同様にほとんど知る所がないであろう。』氏は「次のような」反省を加へてゐる。それは嚴密にはここに妥當しないが、看過し得ぬ重要性を持つ。『一時的な〔服務期間しか持たない租税〕徴收の監督官が、いかなる努力を以ていかなる相對的知識を得ることができにせよ、それらは語るにたるものでない。彼はしばしば晝夜を徹して、もつとも誤つた原則にもつて作業をし、知識を得る

のでなく誤謬を〔正しいものとして〕確認してゐるらしい〔かゝらうである〕。(S. M. a, p. 188.) このような状態は、將來われわれが土地制度に關する原史料を利用できるようにした時に、顧慮すべき點として記憶しておきたる。

(11) 上掲のような史料にもつて私の考えに對して Dutt, Ramesh Chandra. The Economic History of India under Early British Rule. London, 1906. (rev. ed.) pp. 64~67. 所收の Rajshahi の zamindar, Rani Bhavani の有名な書簡〔松井透「ヤンガルの富」——東洋經濟新報社「世界史講座」第四卷——にも紹介されている〕は zamindari の農業の状態に關心を持ち、raiyat の福祉に熱意を示す zamindar の姿をわれわれに示すかも知れない。しかしその書簡は、第一にそれが zamindar 自身が會社政府に對して窮狀を訴えたものであつて、自己の在來の經營上の缺陷や raiyat からの收奪には、いわば目をつぶつても書き得るものである點を考慮する必要がある。第二に、松井氏も述べられるように、在來の多様な貢租・課徴はいわば zamindar の恣意により、自然的諸條件を顧慮して伸縮され得たのに對し、會社政府の下では雜多な諸課徴がすべて土地貢租に合算されて單一の名目と固定した金額をもつて表示されるに至り、苛酷にも恩惠的にもはたらき得る zamindar の一切の恣意を封する政策がとられた。同書簡はかかる條件下での恩惠的恣意の梗塞を述べてゐるものであり、これのみで勸農に勵み raiyat に慈悲深き zamindar を結論す

ることではない。前註所引の *Rajshahi* 徴税官の報告は有力な反證とならう。

六 ザミーンダールと市場

zamindar は上記のような機構を通して *raiyat* から土地貢租 *mal* を收取すると共に、既述の警察權・裁判權あるいは身分的差別にもとづいて *mal* 以外の雑税・科料・貢納などからなる *ba'qi jam'* を徴收したのであるが、前稿にふれておいたように、*zamindar* の収入の中にはこれらの他に、*sayer* とよばれる別途の項目があつた。A. R. は *sayer* について左のように説明している。

sayer の項目は、その額が一定せず毎年かなりの變動を伴うような、賃貸料 (*rents*) と益金 (*profits*) とを含む。この種類に屬するのは、徴收される〔ことになつてゐる〕關稅または物品稅 (*customs or duties*)、あるいはその地方を通過したりその市場地で賣られたりする商品 (*merchandise*)〔からの上納分〕、湖沼や小舟の賃貸料 (*rents*)、及び仲買人や計量人の支拂う上納金 (*fees*) である。(A. R. p. 100.)

Shore も *sayer* にいつて次のような觀察を下してゐる。

もしこれらの〔*sayer* として一括される〕諸費目を調べるならば、それは *sayer* と稱されてはいるかもしれないが、それらの多くは、その術語がしばしば理解されている意味での通關稅 (*custom-house duties*) とは、非常に異つたものであることが知られるであろう。實際に私は、*sayer* を地稅 (*land tax*) と區別された租稅 (*revenue*) の一費目を意味するものと、常に考へてきた。かくて、漁場から徴取されたり、カカオやシュロの樹林または果樹園で家畜に草を食わせる権利のために徴取されたりする、賃貸料 (*rent*) もしくは租稅 (*revenue*)、その他は、原地人の〔いう意味での〕通

關稅〔という形〕においてはみなされ得ず、〔むしろ〕賃貨料とみなされ得るのである。(S. M. p. 460.)

この二つの記述から、sayer と稱される課徵項目に含まれるものが、商品通關料・市場料などの商業課徵⁽¹⁾—Shore の記述は sayer が「通關稅」を含むことを否定してはいない」と zamindari 内の河川や湖沼の漁場としての用益料、おそらく漁撈や商品輸送に用いられたと想像される船舶の賃貨料、特定植物の栽培地における放牧料などであつたことが知られる。從つて zamindār には zamindari 内に關所を設けてそこを通過して輸送される商品に通關料を課する權限や、zamindari 内に設置される市場およびそこでの商取引から課徵を收取する權限、および zamindari 内の河川・湖沼などの用益料を徵收する權限—換言すれば zamindari 全體に對する「領有」の權利があつたことになる。

所で、zamindār におけるかかる商業課徵收取權の存在は、Bengal における土地貢租貨幣納、つまり農民生産物の商品化、あるいは zamindār 自身や收租請負人・村落首長などの商取引といつた、前稿既述の事情と併せて考えるべき問題を含むと思われる。東インド會社支配以前の Bengal の内陸商業については、未だみるべき研究がなされておらず、本稿においても史料と主題の制約上多岐にわたり得ないが、とりあえず、zamindari 内に設置された市場の種類と、zamindār のそれに對する權限について瞥見しておくことにしよう。

市場の種類としては、ganj, bazar, hat⁽²⁾ の三つが知られている。Shore はこれを以下のように説明している。

hat と bazar との間には區別がある。前者は一定の日のみに開かれる市場であつて、小賣商人や交易商人がたびしばしば訪れる。それらはしばしば廣々とした平地に設けられ、賣買の〔行われる〕日にはその場所に旗が立てられる。

bazar は毎日開かれている市場 (daily market) である。もつとも、特定の日にはその中に hat が開かれることも珍らしくはない。そこ (bazar 内の hat) では常設商店の店主の他に、多數の小賣商人がしばしばそれらを訪れる。

永代定額地租査定以前のザミーンダールについて (下)

高島

ganj)では、主な販賣商品は穀物と日用品とであり、一般に大口取引が行われる。それら (ganj) はしばしば bazar と hat を [も] 含むが、そこ (ganj 内の bazar と hat) では品物は小賣りされ、「その種類も」より一そう多様である。都會 (towns) ではこのごとく (ganj が hazar, hat を含むこと) は通例となつてゐる。(ibid.)

すなわち zamindari には、穀物をも扱う大口取引のための市場 ganj, 商人むけ卸賣市場としての定期市 hat, 日用品小賣販賣のための常設市 bazar という三種の市場が存在したことが知られる。

次に zamindar の市場に對する權利について述べておこう。Shore は、市場及び sayer 徴收を zamindari から分離しようという、東インド會社ベンガル政廳稅務局の決議を解説しながら、以下のように記述している。

この提案に對して申し立てられた異議の中に、私はただひとつだけ、zamindari の諸權利の侵害として、それに反對するものをみつけた。そしてこれは、Bhagalpur⁽⁶⁾ の臨時徴稅官によつて、非常に鋭く語られている。彼の所言によれば、提案された分離について、ある zamindar の意向を問うや否や、彼 (その zamindar) は不機嫌に語氣を荒くして、「政府がそうしたいのなら、zamindar から zamindari をそっくり取り上げるがよからう」と答えたということである。(S. M. b. p. 459.)

ここでは、徴稅官の質問を受けた zamindar が、zamindari 内の市場とそこからの sayer 收入あるいはその課徴收取權を、當然自己に屬するものとして、明瞭に主張しているわけである。Shore はさらに、次のような説明も行つてゐる。

思うに、Bengal における zamindar の多くが、Bhagalpur の臨時徴稅官が指摘したやり方で、議論することだらう。(S. M. b. p. 460.)

Bengal の査定のための提案の中に、私は ganj に關する諸規則を、所有權 (proprietary right) の公然たる侵害を伴う

ことなく、できる限り擴張した。しかし Bengal におけるその方策に反対する議論は、現在討議の向けられてゐる Bihar におけるよりも、はるかに強硬である。……(ibid.)

このようにして、Bengal 一帯にわたり、zamidār の市場に對する課徴收取権は當然のものと考へられていたことが知られる。⁽⁶⁾従つてこのような權利にもつゞき sāyer 収入は、zamidār にとつては、その額は少なかつたにせよ、なお重要な財源であつた筈であり、zamidār が商品⇨貨幣經濟の中に捲き込まれ、その中にも自己の財政的基礎を求めようとしていた事情が、貨幣形態における土地貢租收取とも關連して、明瞭に看取されるわけである。

しかしながら、これらの市場は隨意に設置され得たものではなかつた。Shore は左の報告をしてゐる。

……この地方には taqsim⁽⁶⁾ という名で知られる臺帳があり、土地の境界、それ(その土地)に關する財産〔權〕、市場と ganj を設置する權利、及び租稅 (revenue) に關するその他の諸點を決定するために、しばしば參照される。同時にそれ (taqsim) は、かたよつておりまた不正確であつて、現在の事態には適さないことがしばしば認められる。それはいづれは單なる〔過去の〕文書になるかも知れないが、しかし今の所は、その使用を〔他のものの使用に〕とつてかえることはできない。ganj と市場は、zamidār や請負人の意のままに設置されるものではない。それらの設置に關しては、それら (新設の ganj) の既設の ganj からの距離と、市場が開設される日について、一定の諸規則がある。taqsim 中に記録された ganj や市場は、數年の間閉鎖された後に〔でも〕、他の場合における〔既設市場と新設市場との〕近接〔距離〕の〔制限に關する〕規則を無視して、再設されてよいという規則が廣く行われていることをも、私は理解してゐる。(S. M. a. p. 216.)

つまり、zamidār や請負人が、sāyer 增收を目的として恣意的に市場地を新設することは禁じられており、おそらくは

永代定額地租査定以前のザミーンダールについて(下)

高島

既設の市場地の荒廢をも防ぐ意味をもつ規制が、行われていたのである。

少くとも現在の所、當時の Bengal の内陸商業の構造がどのようなものであり、そして商品||貨幣經濟がどの程度に農村社會に浸透していたかは、明らかにし難い。しかし、Bengal における土地貢租貨幣納の事象に徴しても、raiyat 層の少くとも一部には現金収入のもたらされつつあつたこと、zamindar 自身も商品||貨幣經濟への對應のため多額の現金収入の必要に迫られていたことは、推測して誤りないであろう。そしてかかる條件の下で、現物經濟に立脚する農村社會といわばその外界たる市場(商品||貨幣經濟)との結節點をなした、村落首長の地位と權力が著しく強化される一方、zamindar などの増大する現金要求が、abwab およびその他の雑多な諸課徴の導入と増額を生み、あるいは中核農民層 hud-kast-raiyat における共同體的諸規制を破壊して、遂には raiyat の逃散を招くという事態が発生し、共同體的諸規制の弛緩ないし解體と、農村社會の荒廢や混亂を惹起するに至つたものではなからうか。また他方では、hud-kast-raiyat の居住・土地占取・栽培作物における規制や、農業生産力の一定の發展段階に對應して慣行化されたと考えられる asal jam⁹⁾ あるいは nirig¹⁰⁾ に示されるように、當時の Bengal 社會はなお現物經濟的な農業生産に基礎をおくものであつた。それ故かかる現物經濟的な原則を維持するためには、商品||貨幣流通をある程度抑制する必要があるわけであり、それが商品通關料の徴取、市場地からの上納金徴取などの sayar 課徴として現われ、tagasim による市場設置制限を生んだものと考えられる¹⁰⁾。

しかしながら、上のような意味での現物經濟的な社會のうちに權力の基礎を持つた zamindar は、當時既に商品||貨幣經濟にもかなり依存するに至つており、そこに兩者の矛盾から發生する次のような問題が存在した。

Nathaniel Brassey Halhed は、東インド會社が直接 diwani を行使するに至つた時の zamindar の状態を、左のように記している。

一七七二年〔イギリス本國の〕下院の委員會に提出された證據書類の中で豊富に示されている所では、*zamindar* たちは彼らを通して租税 (*the revenues*) が實現された所の〔國家の〕代理行爲者にすぎず、土地所有者 (*the proprietors of the soil*) ではなかつたが、〔彼らは〕彼らの人的擔保において、または次の季節の收穫 (*the ensuing crops*) を抵當に入れて、諸個人から高利率で借金をすることを習慣としていた。(Z. S. B. Vol. I. App. p. 129.)

債權者たちは彼らの請求權 (*claims*) の故に *zamindar* たちを壓迫したが、しばらくの間は、元本に累積した利子を加えて更新した債務證書を得ることで満足した。〔しかし〕遂には *zamindar* たちに對するこれらの私的請求は三百萬スターリング〔ポンド〕を超過し、租税〔收入〕(*the revenues*) は危機にちぢられた。……(*ibid.*)

また、Shore も次のような觀察を下してゐる。

……われわれは觀察と經驗とから、*zamindar* たちの間の生活様式がはなやかでもなければ、浪費的でもないこと、および彼らに残される徵收物の割合がそれらの〔總〕額の十分の一を超えないことを同様に知つてゐる。そしてわれわれは、彼らが一般に負債を必要としかつそれに苦しめられているという、もつとも明らかな證據を持つてゐるので、彼らの利益がなみはずれたものではないということを、躊躇せずには斷言してよいであらう。(S. M. a. p. 184.)

兩記事は共に *zamindar* 層が債務を負い、償却不可能のままにその負債利子を累増させて行くことを認めてゐる。負債の實態について明らかにするだけの史料は、今の所見出し得ないが、*zamindar* に對する債權者となつたのは、もとより商人層であつたであらう。第二節で商人層の *zamindari* 購入について述べたが、彼らはまた *zamindar* に對する債權を通じても土地に進出しつゝあつたのであり、このような事態の歸結として、*zamindari* の部分的または全面的購入が行われ、あるいは商人による收租請負がなされるに至つたものと推測し得るであらう。このようにして、商品||貨幣經濟の漸次的發

展に伴う zamindar 層の現金収入要求の増大が、考えられなければならない。

註

- (1) これらに「通關稅」・「市場稅」等の語をあてず、「通關料」・「上納金」と記し、「商稅」とせず「商業課徵」としたのは、次の理由による。近代國家における「租稅」は、嚴密には「國家が私有財産の果實に公權力的に介入することによつて擧げる收入」と解される。かかる觀點からみれば、當時の Bengal には、土地「所有」の複層性にも端的に示される如く、私有財産は制度的に存在しなかつたわけであり、また sayar は sanad によつて國家が徵收を委ねた土地賃租以外のものであつて、zamindar のいわば私的な權力にもとづいてゐる。この點は ba'di jani についても同様である。かかる意味で、收取物の内容を範疇的に明確化する必要があるわけであり、熟さないが、異なる用語をあてることにした。
- (2) 商業課徵以外の sayar については、たゞえば Bihar 州 Tirhut 縣では、具體的な内容は不明であるが、村落の patwari の臺帳に mal と sayar とが並記され、兩者が不可分のものと見做されてゐたことが知られてゐる。(cf. S. M. b. p. 460.)
- (3) ganj, بازار はいずれもハルシヤ語。hai はサンスクリット語 bhaita に起源するベンガリー語。
- (4) この決議は Bihar 州の土地査定に關するもので、S. M. b.,
- (5) Bhagalpur は Bihar 州東部の一縣名。
- (6) なお Shore は Bhagalpur に關する上掲記事に續けて、以下のよう述べてゐる。「もし Bihar の他地方に〔も〕同様の反論が存在したとすれば、それは述べられてゐたであらうと、私は結論する。それが〔述べられてゐない〕理由は、思うにどういふことだろう。つまり Bihar において永年にわたり採用されてゐた經營 (management) の制度は、土地所有者 (the proprietors of the soil) における、彼らの所有權 (proprietary rights) を認められた十分の一稅 (a tythe) に對する請求權 (claims) を超える、すべての權利觀念を破壊するように計畫されてゐるので、彼らはこれ以外のすべてを政府の恣意に〔委ねるべきもの〕と考えてゐる。所が Bhagalpur では、經營は Bengal で確立されてゐるその性質を、他の Bihar 諸

ibid. の引用から譯出しておこう。

「決議 第四 — ganj, بازار, hai 及びそれ以外の sayar 徵收は、いかなる zamindar とのいかなる査定 (settlement) の中にも、含められないものとする。たゞし、當分の間それらは徵稅官の任命する吏員の排他的管轄の下にとどまるものとし、徵稅官は、物品稅 (the duties) の規制と徵收にもつと適切であると彼が考えるような諸規則を、提案するものとする。」

地方に較べるに「より多く帯びており、zamin্দar たちはそれに應じた確信をもつて彼らの請求權を主張するのである。」

(S. M. b. p. 459.) 「Bihār における〔土地〕財産 (property) の配分〔状態〕は「反論が〔起るの〕を未然に防いだが、異なった事態から Bengal ではその方策に對する反論が起つたのである。」(S. M. b. p. 460.) 二つ中の Bihār の zamin্দari は一

般に狭小であり、zamin্দar の權力も Bengal に較べるに脆弱であつた。この點は Bhāgalpur は Bengal に類似していたため、市場地と sāyer 課徴權の接收に反論が起つたのである。

Bihār の zamin্দari の特殊性については、拙稿「東インド會社支配の初期におけるビハールの土地所有關係」(未發表)に譲る。

(7) Baden-Powell は sāyer 徴收額を「通常は土地貢租收入の一割に及んだもの」と考へてゐる。(Baden-Powell, op. cit., vol. I, p. 420.)

(8) 「配分」を意味するアラビア語系ヘルシヤ語。各地方區劃ごとで、土地貢租額その他を記載して作成した臺帳。「長期にわたつて依據された Todar Mal (Tury Mull) の taqsim は、政府と國土の事態によく適合してゐた。〔この〕名稱は今なお維持されているが、われわれが diwani を取得するよりはるかに前に、新たな taqsim が實際には登場してゐたのである。」(S. M. a. p. 212.) この taqsim の實例は、私の見た限りの文献には紹介されていないため、知ることができなかつた。

(9) 拙稿「十八世紀後期における孟加拉地方の農民 (Ra'iyat)

永代定額地租査定以前のザミーンダールについて (下)

高島

層について」(史學雜誌 68—10) に、いくつか具體的事實を示した。

(10) ムガル朝時代のインドにおける商工業の繁榮は、既によく知られ、ある程度研究もされてゐる。マルクス主義理論にもとづくインド史研究者の間では、ムガル朝時代前後からの商工業の發展が、インドにおけるブルジョアジーの成長を促がし、それと共にインドの封建的社會體制は徐々に解體して行つたが、インド・ブルジョアジーの成長が未だ十分なままにヨーロッパ商業資本のインド浸透が開始され、最終的にインドの封建勢力を打倒したのはイギリス・ブルジョアジーであつて、インド・ブルジョアジーはイギリス・ブルジョアジーによつて發展を抑制された、という見解が行われている。(諸家の説を要約紹介したものと) Mukherjee, R.—The Rise and Fall of the East India Company, Belin, 1955. pp. 97—142. を参照されたい。) かわぬ Mughal Disintegration の時代の經濟史の研究をかかると進めることは、興味深いことであるが、未だ概觀の域にとどまつて詳細な個別研究は現われていないようである。

當時の Bengal における商品—貨幣流通の一側面を示すものとして、通貨の問題が挙げられる。一七七〇年代の Bengal では、ムガル皇帝、Bengal, Arkat 及び Awadh などの Nawab およびイギリス及びフランス東インド會社その他の發行する、名稱・衡量・純度を異にした雑多な貨幣が流通してし

かも特定の貨幣の流通が特定の地域と、あるいは特定商品の取引と對應して行われていたことが知られている (cf. Sinha, J. C. - *Economic Annals of Bengal*. London, 1927. pp. 113-115. 同書はこの他イギリス支配初期のインドの貨幣問題

に關する好箇の概説書である)。従つて *sarrāf* (Shroff) とよばれる兩替商人が活躍し、また、會社政府は幣制の統一に苦慮したのである。

七 結 語

以上をわめて僅少な史料しか得られなかつたが、これらを以てしても、永代定額地租査定以前の Bengal の zamindar について、少くとも従來の通説とは異なる、若干の根據を持つた見解を抱くことができるであらう。第一に zamindar は決して單なる國家の官吏あるいは收租請負人と見做されるべきではない。前稿でも述べたように、zamindar は國家へ納付すべき土地貢租以外に、自己の家計充足の費用、つまり私的經費のためにも、隨時に課徴を行ひ得たのであつて、sanad に拘束されることはなかつたからである。第二には、zamindar は近代法的意味での排他的な「土地所有者」でもなかつた。zamindar の下には、*maḍkūrī ta'alluḍdar* による類似の「土地所有」の存在する場合があり、また *ḥud-kāst-ṛā'iyat* には zamindar によつても不可侵とされる土地占取權があつたからである。zamindar は武力・警察權・裁判權などの直接的強力の維持と行使によつて、*zamindari* 内の *ṛā'iyat* を支配すると共に、村落共同體の諸規制と機構を媒介として、*ṛā'iyat* を土地に緊縛し、土地貢租およびそれ以外の雑多な名目の課徴を收取した。また *zamindari* 内に關所を設けて、商人から商品通關料を徴收し、また市場地からも上納金を獻ぜしめた。土地貢租以外の課徴收取には、前稿にもふれた如く *zamindar* と *ṛā'iyat* との身分的支配關係 (*ṛā'iyat* の *zamindar* に對する人格的從屬關係) が前提されるべきであり、これと

前述の直接的強力とが、*zamindār* の権力を基礎づけるものであつた。かかる権力によつて土地貢租の收取も行い得たのである。このような意味で、*zamindār* の *ra'iyat* に對する支配は、まさに經濟外的なものであつた。また *zamindār* 内の通關料や市場や上納金の徴收を正當化し、*sāyer* および市場を *zamindār* の付屬物とみなす觀念の根柢も以上のような権力によつて支えられていたというべきであらう。かくて *sāyer* 及び *ba'di jam'* は、*zamindār* の經濟外的支配権力にもとづく特權收入として把握される。そして、*zamindār* の土地に對する權利は、近代法的意味での「所有」とは異つて、收租權・警察權・裁判權等の處分は可能であるが、一方 *huk-kast-ra'iyat* の土地占取權を侵し得ないという限界内での「所有」と、經濟外的諸強力をもつてする土地と人民との「支配」とを含むものであつて、かかる意味で近代的「所有」とは截然と區別された「領有」として理解されなければならない。従つて、永代定額地租査定以前の *zamindār* は、第一・二節にみたように國家権力に著しく從屬的であるという性格を帯びながらも、なお封建的土地領有者としての性格を濃厚に有するものであつた。⁽¹⁾ そして *zamindār* の財政は、前説した如く根本的には實物經濟的な原則にもとづくものであつたが、商品

≡貨幣經濟のある程度に發展に促されて、商人への負債、*zamindār* 喪失などの傾向を示しつつあつたのである。

(1) *zamindār* を封建領主と考へる初期の著述には、たとえば *Ruthsawmy, M.—Some Influences that made the British Administrative System in India. London, 1939.* (pp. 273~274.) が擧げられるが「封建」の論據は示されない。

わが國で現在利用できるこの方面の史料は殊に乏しく、加うるに私の未熟もあつて、前稿・本稿共に内容のごく概觀的なものに終つた。

しかしわが國における近世インド史研究を始めるに當つては、まず能う限りの乏しい史料をもつてするにせよ、從來のイギリス人・インド人研究者の所説を再検討し、われわれの問題意識によつて研究のペースペクティヴズを設定することも、益なしとしないであらう。將來の研究への踏み石として、敢えて粗雑な見解を發表し諸家の御教正を仰ぐ次第である。末筆ながら種々御教示をいただいた山本達郎・荒松雄兩先生に厚くお禮申し上げる。

(東洋文庫研究生)